

長期計画起草委員会

配付資料一覧

平成21年10月4日

	No.	資料名	備考
第1回 (9月12日)	1	小金井市長期計画起草委員会設置要綱	
	2	素案の骨格を考える上での各項目の要約(キーワード)	三橋委員
		第4次小金井市基本構想(素案)前半についての意見	鮎川委員 (審議会資料45)
		長期計画審議会・基本構想(素案)前半への意見	五十嵐委員 (審議会資料46)
		「長期計画審議会・基本構想(素案)前半」について	鴨下委員 (審議会資料47)
第2回 (10月4日)		協働について	渡辺委員 (審議会資料54)
		第4次小金井市基本構想(素案)前半についての意見	玉山委員 (審議会資料57)
	3	第4次基本構想(素案)前半の構成について	三橋委員
		小金井市協働推進基本指針	審議会資料55
		施策の大綱	審議会資料56

「協働」について

渡辺嘉二郎（2009年9月26日）

「協働」には様々な定義がある。代表例を以下に示す。

(<http://www.town.fujimi.nagano.jp/riyosite/somu/kikaku/kikaku%204jissou/mokuji/SIP54.pdf>) (<http://www.npo-shiga.net/siryo/report2.html>)

- (1) 「地域住民と自治体職員とが、心を合わせ、力を合わせ、助け合って、地域住民の福祉の向上に有用であると自治体政府が住民の意志に基づいて判断した公共的性質をもつ財やサービスを生産し、供給していく活動の体系である」（荒木昭次郎；『参加と協働 新しい市民＝行政関係の創造』ぎょうせい、1990年）
- (2) 「相互の特性の認識・尊重」を基礎として、相互に「対等関係」のもとで、「協調・協働」していくこと。つまり両者が互いに対等の当事者であることを認め合うこと（自治省「地域づくりのための民間非営利活動に対する地方公共団体のかかわりの在り方に関する研究報告」1997年3月）
- (3) 行政とボランティア・NPOとが相互の存在意識を認識し尊重し合い、相互にもてる資源を出し合い、対等の立場で、共通する社会的目的の実現に向け、社会サービスの供給等の活動をする事（東京都「東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会報告」・2000年10月）

このような定義に対して、滋賀県の検討では「一般的な協働の再定義を試みるも、これにはいろいろな議論があり、一つに集約されるものでもないし、集約すべきものでもない。地域で話し合い、協働の領域や方法を決めていくしかない。むしろ、住民参加のプロセスとして協働が重要であり、そのことを滋賀県では特に強調する必要がある。地域の現場に即した、地域住民の主体的な参加による課題の解決を可能にすることが協働の意味である。そして地域住民としての力を発揮することやその力を引き出すことが、NPOには期待されている。」としている。（<http://www.npo-shiga.net/siryo/report2.html>）

滋賀県の報告は、協働概念は、地域住民にとっても行政職員にとっても、概念としては理解したつもりでも、実践の場では、両者に様々な違和感、不信や不都合が生じる可能性を示している。協働という単一の共通理念ですべての協働による活動を説明できるようになるためには、多くの実践例（http://www.npo-shiga.net/siryo/file/partner_2.pdf）および小金井市が取り組んできた事例をサーベイし研究するとともに、これからもNPOやボランティア、行政職員が共通できる目標や課題で、それぞれの役割を自覚し、ともに考え、

ともに汗を流す経験（実験）を重ね、成果を共有するとともに小金井協働の理念の構築が必要であろう。

「協働概念」は「市民と行政の関係の革命的概念」とであると認識すべきである。この革命的概念を市民と行政が共通理解しない限り、協働はうまくいかない。協働理念をよく理解し多くの市民が、自らの生き甲斐の証として諸活動に参加し、この動きを行政が、感謝し暖かくうけとめか形で協働を成功させない限り小金井の将来はないであろう。

具体的には

- (1) 地域住民（ボランティア、NPO、個人としての市民）と市役所職員でいくつかの公共サービス（公共的性質をもつ財やサービスを生産し、供給していく）活動に取り組む。
- (2) 小金井協働（〈仮称〉パートナーシップ KOGANEI）の理念と行政展開のプロセスの構築
- (3) 小金井協働に関する小金井市としての指針・要綱・条例のいずれかできれば条例として策定。条例は上記理念を阻害する行政的規制の合理化が必要になる。市議会で徹底討論のうえ決定
- (4) 小金井協働の理念の市民との共有活動

仮称案

パートナーシップ KOGANEI

市と市民のパートナーシップ

市民と市のパートナーシップ

市民と市がパートナーである小金井

市が私たちにしてくれることを考えるのではなく私たちが市に何ができるかを考える（ケネディー就任演説より、コピーワード）

第 4 次小金井市基本構想（素案）前半についての意見

平成 21 年 10 月 4 日

玉山京子

1. 基本構想の目的と策定意義・役割

(1) 基本構想の目的と策定意義

資料 5 1 の 6 行目の、(※) の中についてです。

なにか、この 10 年、もしくは 5 年などで、小金井に成果がなかったのか考えました。

ハード面は、細かな整備などされているとは思いますが、代表的なものはやはり駅周辺の整備だと思います。

ではハード面以外ではどうか、と考えると、市民の意識の向上はめざましいと感じています。漠然としていますが、市政へというか、暮らしへというか、市民の参加意識はとても向上したのではないのでしょうか。

例として、市民参加で先進的な条例がいくつも作られています。

- ・ 市民参加条例
- ・ まちづくり条例
- ・ 環境基本条例
- ・ 地下水および湧水を保全する条例（議員提案）
- ・ 芸術文化基本条例
- ・ 男女平等基本条例
- ・ 子どもの権利に関する条例

これらの条例は市民が主導して制定されたもので、ほかの自治体では見られないような数ではないかと思えます。条例ができたからといって、すべて解決というわけではないので、その辺は将来の課題だと思っはいますが。この背景には、小金井市が市民参加の伝統を維持し育ててきたことと、市議会が市民に開かれていて議会でものごとが決まるという当たり前のことが、小金井市議会ではきちんと行われているというあかしのようで、私はとても評価に値すると感じています。市民参加条例に常設型市民投票条項が追加されたのも、そのような背景ではないかと思っはいます。

1 点だけで恐縮ですが、以上です。

第 4 次基本構想（素案）前半	修正案（★）
<p>1 策定の意義と役割</p> <p>目的→市の将来像を定め、実現に向けて目標を設定し、今後の施策の体系を明らかにするために策定</p> <p>市の現状と社会経済環境の変化（略）</p> <p>このような（社会経済環境の）変化に迅速かつ適切に対応するとともに、市民ニーズを的確にとらえ、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するために策定</p> <p>役割（略）</p> <p>2 社会全体の潮流と小金井市を取り巻く環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化の進行／人口減少時代の到来 A ○地方分権の進展 E ○市民ニーズの多様化 C ○ボランティア・市民活動の活発化 C ○経済状況の変化 B ○情報化の進展 ○地球規模の環境問題の深刻化 D ○安全・安心への期待 	<p>1 基本構想の目的と策定意義と役割</p> <p>目的→憲法で保障された地方自治の本旨（*?）にのっとり、「しあわせでありたい」といった市民の福祉を増進することを目的（*）に策定</p> <p>市の現状と社会経済環境の変化（略）</p> <p>意義→このような（社会経済環境の）機会と脅威が混在する環境変化に最適に対応して、「しあわせでありたい」といった市民の福祉増進と市の持続的な発展（*）とを</p> <p>実現するには、（市の現状（課題と特徴）*及び）市民ニーズ（意向調査）を的確にとらえ、目指すべき方向（将来像?*）と基本的な考え方（?*）を共有し、地域独自資源を活用したまちづくりを、協働して推進（基本姿勢?*）することが必要。</p> <p>（総合的・計画的、選択と集中による施策の推進*）</p> <p>役割 第 3 次から継承する理念とは「将来像」のことでよいか</p> <p>2 <u>枠組（前提）</u>→*「<u>枠組</u>」か「<u>考え方</u>」?か?</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）目標年次 <ul style="list-style-type: none"> *計画体系（目標）を追加するか? （2）計画人口 <ul style="list-style-type: none"> *12 万人でよいか。 *ピークは平成 35 年でよいか （3）土地利用の<u>現況</u> <ul style="list-style-type: none"> *「<u>現況</u>」か「<u>方向</u>」か （4）財政状況 <ul style="list-style-type: none"> →グラフで表現する *「<u>状況</u>」か「<u>計画（目標）</u>」か *備えるべき内容について

3 基本的な考え方

- (1) 目標年次 (略)
- (2) 計画人口 (略)
- (3) 土地利用の方向 (略)
- (4) 財政状況
 - ・危機的状況から一定の改善
 - ・外部環境は厳しく計画的な行財政運営が必要
 - ・**新ごみ処理施設建設、駅周辺まちづくり、人口減少や施設の老朽化へ備える必要あり**

3 社会潮流と市の現状 (特徴と課題)

- (1) 社会潮流 (取り巻く環境)
 - 少子高齢化 A
 - 安定成長 (成長戦略の転換) B
 - 価値観の多様化 (と市民活動の活発化) C
 - 環境問題の深刻化 D
 - 地方分権の進展 E
 - (図を入れる)

(2) 市の現状 (課題・特徴と第3次評価)

①特徴 (強み)

- みどり豊かで閑静な (落ち着いた) 住環境 D
- 便利な市内外へのアクセス B
- 活発な市民活動 C
- 元気な高齢者 (と充実した教育環境) A

②課題 (弱み)

- 少子高齢化 (子育て支援と高齢者福祉) A
- 都市基盤整備 (駅周辺開発、道路等) B
- みどりの保全と拡大・ごみ対策 D
- 市民との協働 C
- 行政サービスと行財政改革 E

[参考]市民意向調査

- 住み続けたい
 - 自然環境が良い D、都心への交通の便が良い B
- 移転したい
 - 公共・公益施設、行政サービスが充実していない E、買物が不便 B
- 重要度大・満足度高の施策
 - 緑と水の保全の拡大 D、水道水の安全供給 D
- 重要度大・満足度低の施策
 - 道路安全性向上とバリアフリー化 B、ごみの減量・再資源化 D、誰もが安心して子育てできる体制の整備 A、財政の健全化 E

**** 第3次の評価 ****

<p>(5) まちづくりの基本姿勢</p> <p>①市民生活の優先</p> <p>②計画的なまちづくり</p> <p>③市民自治による推進</p> <p>4 小金井市の将来像</p> <p>(1) 将来像 みどりが育つ・子どもが育つ・笑顔が育つ 小金井市</p> <p>指標 「住み心地」 「住み続けたい」</p> <p>(2) 将来像実現のための4つの柱</p> <p>①みどりあふれる快適で人にやさしいまち (環境と都市基盤) D (、B)</p> <p>②ふれあいと活力のあるまち (地域と経済) B (、C)</p> <p>③次世代の夢と希望をはぐくむまち (文化と教育) A</p> <p>④誰もが安心してくらすせる思いやりのまち (福祉と健康) A</p> <p>⑤計画の推進 C、E</p>	<p>4 まちづくりの基本姿勢</p> <p>(1) <u>生活(者の視点)の優先</u> *市民をどう定義するか?</p> <p>(2) <u>市民との協働(協創・参加)</u> *協働の扱いについて (or「自治」)</p> <p>(3) 計画的なまちづくり *全体最適を志向したまちづくり *地域の特徴を生かしたまちづくり</p> <p>5 小金井市の将来像</p> <p>(1) 将来像 みどりが萌える D・子どもが育つ A・絆を結ぶ C 小金井市</p> <p>(*) 目標(指標) → 1つにするか 「住み続けたい」を4つの柱と連動するような別指標とするか</p> <p>6 将来像実現のための4つの柱 *柱は素案の4つでよいか →行財政改革を追加するか? (手段か目標か?) →「文化と教育」の表現 →他に追加・削除・修正等は?</p> <p>*重点施策の扱い(7つ→3つ)</p> <p>①みどりと水の保全・創出 D</p> <p>②ごみ問題・地球環境 D</p> <p>③駅周辺再開発 B</p> <p>④公共施設質的整備 E</p> <p>⑤歩いて暮らせる交通環境 B</p> <p>⑥活気ある商店街 B</p> <p>⑦子供の成長促進 A</p>
--	---

★修正案の具体的な表現及び内容については、暫定であり、今後さらに議論をしていきます。

小金井市協働推進基本指針

はじめに

近年、少子高齢社会の進展など社会経済構造が大きく変化する中、行政サービスに対する市民のニーズも複雑・多様なものになってきています。これまで公共的なサービスは、多くが行政に期待されてきましたが、高度化・専門化した地域課題・市民ニーズに対しては、行政だけでは対応が困難になってきています。その結果、このような地域課題に自主的に取り組む市民活動団体等の活動が活発化し、地域において重要な役割を果たすようになりました。

小金井市内には平成19年9月末現在、NPO法人は56を数え、そのほかにも多くの市民活動団体等が様々な分野で活動しています。これらの市民活動団体等は、社会の多様かつ広範な課題を解決するために自主的な活動を行っており、公共サービスの新しい担い手として期待されています。

このような状況に対応していくため、第3次小金井市基本構想後期基本計画（平成18年度から平成22年度まで）の中では、市民参加の拡充施策として「協働のまちづくりの推進」を掲げています。

これからのまちづくりは、市と市民活動団体等が連携・協力していくことが必要となっています。市と市民活動団体等が、互いを対等のパートナーとして認め合い、継続的な協働関係を確保していくためにはルールが必要です。この指針では小金井市が市民活動団体等との協働を推進していくための基本的な考え方をまとめました。

この指針をもとに、市民が暮らしやすい「協働のまちづくり」を目指していきます。

第1章 協働が注目されるようになった社会的背景

(1) 協働の社会的背景

社会の様々な課題を主体的にとらえ、暮らしやまちを豊かにしようという市民活動が盛んになってきており、その活動は保健や医療、福祉、まちづくり、環境など、あらゆる分野に拡大しています。

平成7年1月の阪神・淡路大震災がきっかけとなり、ボランティア活動や市民活動の社会的意義が認知され、一層活発に行われるようになりました。

また、平成10年12月に特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が施行され、公益的活動を行う市民活動団体が比較的容易に法人格を得ることができるようになり、社会貢献活動を担う新たな事業主体として活動の場を広げました。

さらに、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方との関係が対等・協力関係へと変化し、市として果たすべき役割が大きくなりました。

それらの情勢の中で、市民ニーズが多様化する今日、よりきめ細やかな公益的なサービスを提供するためには、市と市民活動団体等との相互の連携・協力がより一層必要であり、協働への期待が高まっています。

(2) 小金井市における協働の背景

平成12年3月策定の「小金井市におけるNPOに関する施策の基本方針」（以下「基本方針」という。）は、NPO法施行を受けて、市とNPOとの効率的かつ効果的な関わり方やNPO活動に関する施策についての基本となるべき考え方を検討したものです。

その後、市内でもNPO法人が増加し、平成19年9月末現在では56を数え、多岐に

わたる活動を展開している中で、暮らしやすいまちづくりのため、新たな協働が必要とされています。

基本方針の以前にも、本市ではその先駆として、市と市民活動団体等との連携・協力が展開されてきました。まちづくり、環境保護、消費者問題等様々な市民活動が展開され、その中で地域の問題を自分たちで学び、解決の道を探るという住民の機運も盛り上がり、市との連携・協力も広がりました。

これらの市と市民活動団体等との連携・協力の歴史の中で、平成16年4月に小金井市市民参加条例は施行されました。

また、基本方針に基づき、平成18年度から平成22年度までの第3次小金井市基本構想後期基本計画の中で「協働のまちづくり」を掲げています。

そして現在でも、様々に連携・協力の場が展開されています。

第2章 協働の基本内容

(1) 協働の理念と目的

市民が暮らしやすいまちづくりを進めるためには、市民の力が必要であり、政策立案・実施段階における市民の参加と協力が不可欠です。

市と市民活動団体等との連携・協力の広がりは、地域コミュニティを活性化し、社会を安定させます。

市と市民活動団体等は、それぞれの特性をいかし、対等な立場で共通の目標を持ち、新しいまちづくりを進めていきます。

(2) 協働の対象となる活動

- ・ 自主的に行う公益性のある活動
- ・ 営利を目的としない活動
- ・ 政治及び宗教活動を目的としない活動
- ・ 公序良俗に反しない活動

(3) 協働の原則

① 対等性・自主性の尊重

市と市民活動団体等双方は、対等なパートナーの関係を保つよう心がけます。また、市民活動団体等の活動の自主性を尊重します。

② 相互理解

市と市民活動団体等は、互いの理念や価値観を尊重し、行動原理の違いをよく理解します。

③ 役割分担・責任の明確化

市と市民活動団体等は、共通する課題の解決に向け、役割分担を明確にした上で、責任の所在を明らかにします。

④ 目的・目標の共有化

市と市民活動団体等は、何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどれだけの成果をあげるのかという「目標」を明確にして、互いに共有するよう努めます。

(4) 協働の形態

市と市民活動団体等との連携・協力の形態は、従来からのものとしては、後援、共催、委託、補助、実行委員会などがあります。しかし、この指針では、今後の形態については、従来からのものに限定していません。

今後協働を行うにあたり、どのような形態をとるとしても、協働の原則に従い、市と市民活動団体等との間で、目的や役割分担などを明確にします。

市民活動団体等の例 NPO等（NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、自治会など） 公益法人等（社団法人、財団法人、社会福祉法人、医療法人など） 教育・研究機関 企業

第3章 協働推進にむけた環境整備

(1) 情報の共有化

市と市民活動団体等との信頼・協力関係を築いていくには、市政に関する様々な情報を共有することが不可欠です。

市は、市政の情報を積極的かつ適時に公開し、協働しやすい環境づくりに努めます。また、市のホームページに協働推進コーナーを設けます。

(2) 協働意識の向上

協働を円滑に進めるためには、市の職員と市民活動団体等双方が、協働に関する正しい理解とその重要性を認識することが重要です。

市と市民活動団体等は、互いの理念を理解し、交流を行い、協働の道を探ることが求められています。そのために、市は、「協働」をテーマにした市職員と市民の意見交換会や職員研修を実施します。

(3) 協働の評価システムの構築

協働事業の信頼性を高め、市と市民活動団体等の協働を推進し、事業実績を新たな協働事業にいかしていくために、市は、市と市民活動団体等双方による評価システムを検討します。

(4) 活動拠点の設置

公益的市民活動が円滑に行えるように、市は、情報、相談、交流の場の提供など市民活動をサポートするための活動拠点の設置に努めます。

5 施策の大綱

①みどりあふれる快適で人にやさしいまち（環境と都市基盤）

<現況と課題の概要>

本市は、野川、玉川上水や、国分寺崖線、武蔵野公園、野川公園、小金井公園等、豊かなみどりと水に恵まれており、市民とともにこれらの貴重な自然を守り育ててきました。生活環境においては、大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済システムを根本的に改め、身近な地域からの徹底したごみ減量化、再資源化が強く求められています。さらに、本市の可燃ごみを処理してきた二枚橋衛生組合が平成19年3月末にすべての焼却炉の運転を停止したことに伴い、安定的に可燃ごみを処理するため、新ごみ処理施設の整備が喫緊の課題となっています。また、地球温暖化等、地球規模での環境問題が深刻化しています。

まちづくりにおいては、J R中央本線連続立体交差事業に併せて、駅周辺でのまちづくりと都市計画道路等の整備を進めてきました。J R中央本線連続立体交差事業の完成は目前に近づいており、武蔵小金井駅・東小金井駅周辺の市街地及びさらなる都市計画道路等の整備や、公共交通機関の見直し等が課題となっています。また、耐震化・バリアフリー化等による快適で安全な住環境づくり、下水道では耐用年数を迎える施設の更新に向けた取組が求められています。

■ みどりと水 ■

本市の豊かなみどりと水を守るために、市民の自然を守る心を高め、市民参加による公園・緑地づくり等、みどりをはぐくむしくみづくりを進めます。「はげ」や玉川上水等をはじめとする市内のみどりの保全に取り組むとともに、公園・公共施設や道路等の緑化を進め、みどりのネットワークを形成します。

また、地下水の涵養と湧水の回復のため雨水の貯留浸透に取り組むとともに、清流の復活・水辺の創出を図ります。

■ 地域環境衛生 ■

環境への負荷を最大限軽減し循環社会の形成を図るため、市民・事業者・行政が一体となり、ごみ減量・再利用・再資源化の推進を図ります。

また、将来にわたり安定的な可燃ごみ処理を行うため、東京都及び関係団体と連携し国分寺市との共同処理に向けて新ごみ処理施設の建設を推進するとともに、同施設が稼働するまでの間は、多摩地域の多くの自治体並びに一部事務組合に処理をお願いしなければならないことから、引き続き施設周辺にお住まいの皆さまや関係者のご理解をいただけるよう努めます。さらに、中間処理場については、施設の老朽化に対応し循環型社会の形成に資する施設として整備を図ります。

まちの美化については、ごみを捨てないという意識啓発や地域ぐるみの清掃活動、喫煙マナーの向上等、市民の協力を得て清潔で美しいまちづくりを推進します。

■ 人と自然の共生 ■

地域から地球環境を保全する取組を進めるため、地球温暖化対策の計画的な推進やクリーンエネルギーの導入促進等により、環境にやさしいしくみづくりを進め、地球環境への負荷の軽減を図ります。

また、近隣騒音等、都市型・生活型の環境問題については、市民、事業者、行政が一体となって対策を講じるとともに、監視体制の充実を図ります。

■ 市街地整備 ■

武蔵小金井駅周辺は、本市の玄関口にふさわしいまちとするため、引き続き、再開発等により、商業・業務及び住宅との調和のとれた魅力ある文化性の高い市街地として整備します。

東小金井駅周辺は、東部地区の中心として、土地区画整理事業等により、一部に商業、業務機能を持たせた地区として整備します。

新小金井駅周辺は、みどりあふれる武蔵野公園、野川公園の玄関口として、自然環境を活かした市街地づくりをめざします。

J R中央本線連続立体交差事業完了後の高架下利用の推進を図ります。また、住民主体のまちづくりを支援します。

■ 住宅・住環境 ■

市民、事業者の参加・協力と、国・東京都との連携により、良質な住宅の供給を図るとともに、耐震化、防災・安全施設の整備や施設のバリアフリー化により、周辺環境と調和のとれた快適で安全な住環境の整備を図ります。

平成23年度末に東京都に完全に移管される上水道の緊急時の対応等に万全を期するとともに、下水道については、耐震化・合流式下水道の改善・長寿命化対策等、維持管理の充実を図ります。

■ 道路・河川 ■

J R中央本線の関連側道、南北交差道路及び都市計画道路の整備、生活道路の安全性向上を進めるとともに、道路の電線類地中化及びバリアフリー化を推進し、人にやさしい交通環境の整備を図ります。また、駅前広場の整備、バス輸送の見直し、自転車駐車場の整備等により、円滑な交通環境の整備を促進します。

野川・仙川については、より一層の治水対策とともに、市民が憩う親水の間としての整備を東京都に要望します。また、用水路は、地域の状況にあわせて、清流復活や遊歩道化等を行います。

②ふれあいと活力のあるまち（地域と経済）

<現況と課題の概要>

本市では、NPO等の市民活動は活発化していますが、核家族化による地域交流の希薄化等により、町会・自治会の加入者の減少等、地域とのつながりが薄い市民も多くなっています。また、身近な犯罪の増加等により、地域の安全・安心に対する期待が高まっています。

地域経済では、多摩26市平均と比較すると小売業・工業ともに事業所数が少ないのが現状であり、本市の特性にあった創造的産業の育成や市民ニーズに合った商業の振興や住環境と調和した工業の振興が課題となっています。農業についても、農家数・経営耕地面積等が減少しています。また、産地偽装問題等による消費生活における安全・安心が求められているとともに、経済の先行き不透明化等により雇用不安が高まっています。

■ コミュニティネットワーク ■

NPO等の市民活動の拠点として（仮称）協働支援センター等を整備し、市民の自主的な活動を支援するとともに、大学・企業・団体等の地域活動を促進し、協働のまちづくりを進めます。

また、コミュニティポータルサイト等により、地域での生活・活動に関する情報を総合的に提供する場の整備を促進し、地域連携のための地域情報ネットワークの推進を図ります。

■ 地域安全 ■

計画的な防災、国民保護の推進とともに、さまざまな状況に対応できる危機管理体制を強化します。防災については、市民の防災意識の向上、自主防災組織等の防災体制の強化を図り、防災コミュニティづくりを進めるとともに、防災機能の強化のため、消防団の設備・装備及び災害対策物資・設備の充実を図り、防災活動の拠点となる防災センターを庁舎の建設と併せて整備します。

防犯については、市民の防犯意識向上を図るとともに、地域での見守り活動等を推進し、地域ぐるみの防犯対策を推進します。

■ 創造的産業 ■

大学連携型起業家育成支援施設の活用等による産業振興を計画的に推進し、ベンチャー・SOHOの支援や産業振興のための産業基盤を整備して、研究開発型の産業、情報・環境・福祉・健康等の成長産業、地域資源を活かしたコミュニティビジネスの育成・誘致を図ります。また、商工農業の情報交流・ネットワークの充実を図ります。

■ 商業 ■

商業振興を計画的に推進し、駅周辺や商店街の環境整備を図るとともに、市民ニーズを把握して、新たな出店・サービスを拡充して、地域を支え、地域に支えられる魅力ある商業・商店街づくりを進めます。

また、地域の魅力を発信し、魅力あるイベントを進め、地域資源を活かした観光を推進します。

■ 工業 ■

小規模な工場が住宅地に混在している状況を踏まえ、住環境との調和に配慮しつつ、大学連携型起業家育成支援施設を拠点とした産学官連携の取組等により、経営及び高度技術化を支援し、地域産業のPRや地域との交流推進を図ります。

■ 農業 ■

農地を保全するとともに、市民やNPO団体等と協力しながら担い手の育成や、認定農業者制度を推進する等、農業経営の安定化を図ります。また、農業情報発信拠点を整備し、江戸東京野菜等地元産農作物の産業化に努め、地場産品の流通を促進します。

さらに、営農者や農業団体・市民の協力により、食育の支援やふれあい農業の充実を図ります。

■ 消費者生活・勤労者の福祉 ■

安全・安心な消費者生活を支援するため、市民の消費生活意識の向上と正しい知識及び情報の普及を進めるとともに、関係団体との連携により、相談事業の充実を図ります。

勤労者福祉については、市内は中小零細企業が多いため、勤労者福祉サービスセンターを通じて、福利厚生対策の充実と労働環境の向上を図ります。

■ 雇用 ■

創造的産業の育成・誘致や地域で暮らす上で不可欠な生活サポート産業の充実を図ることにより、雇用機会の促進・拡大に努めます。

また、就業の面と生きがい対策といった面から、高齢者の能力や経験を活用できる雇用の機会の確保を図るとともに、障害のある人の雇用を促進し、社会参加と自立を支援していきます。

③次世代の夢と希望をはぐくむまち（文化と教育）

<現況と課題の概要>

市民文化については、芸術文化振興条例の制定、はげの森美術館の整備等を行うとともに、市民交流の場・芸術文化ホールである（仮称）市民交流センターの整備が進められています。人権・平和・男女共同参画では、非核平和都市宣言・男女平等都市宣言を行い、平和講演会やこがねいパレット等の取組を続けてきました。

生涯学習の分野では、築40年近い本館をはじめとする図書館は、読書や学習スペースを求める市民ニーズに対して、物理的に対応できていない状況が見受けられ、早急な対策が求められています。公民館・スポーツ施設についても、施設の整備が必要です。幼児教育では家庭での教育への支援等が求められています。学校教育は、家庭・学校・地域の連携と努力により、都内でもトップレベルの学力を誇っている一方、機材や設備の充実、校舎の老朽化への備え、学校と地域のさらなる連携が課題となっています。

■ 文化・芸術 ■

市民協働により、個性豊かな市民文化の創造、芸術文化活動の推進、歴史的文化の保全と継承等、総合的な文化振興を推進するとともに、（仮称）市民交流センターやはげの森美術館の文化施設を効率的に運営し、芸術文化事業を積極的に推進します。

また、都市間交流や、多文化共生社会の実現に向け、地域に居住する外国籍市民との交流を促進します。

■ 人権・平和・男女共同参画 ■

誰もが尊重され平和に暮らせる社会を目指して、人権の尊重、平和に対する意識啓発の充実を図るとともに、男女がともに自立し、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の形成に向けて、家族、学校、職場、地域等あらゆる場を通して男女共同参画を進めます。

また、女性の就業機会拡大のための環境整備を図るとともに、生涯を通じた男女の心身の健康支援の充実を図ります。

■ 生涯学習 ■

生涯学習の計画的な推進により、大規模な図書館中央館、公民館及び（仮称）貫井北町地域センターの整備等、活動の場の充実を図るとともに、人間性豊かな学びあいの地域づくりを目指して、生涯学習活動に対する支援、情報提供やネットワークの整備を図り、市民協働により、生涯学習活動を推進します。

■ スポーツ・レクリエーション ■

市民の多様なニーズに応えるスポーツ・レクリエーション活動を支援していくため、団体・組織の育成、各種スポーツ行事・教室の開催等により、スポーツ・レクリエーション活動の振興を

推進します。

また、平成25年の東京国体に伴うスポーツ・レクリエーション施設の整備や学校体育施設の活用、地域や近隣市との連携を通して、施設の活用を図ります。

■ 幼児教育 ■

重要な役割を担う家庭での幼児教育を支援するため、親と子のための講座や親に対する相談事業を充実するとともに、図書館等における親子の学習機会の拡大を図ります。

また、幼稚園の安定的存続のために運営面・管理面での助成を行うとともに、幼稚園児の保護者負担軽減のため、補助制度を継続し、国や東京都へ現行制度の拡充を要請します。

■ 学校教育 ■

学校教育の計画的推進により、児童・生徒一人ひとりが夢を持っていきいきと学習できるよう、時代に即した教育内容、特別支援教育、児童生徒及び教員の心と体のケア、教職員の研修・研究の充実を図ります。

また、地域社会に開かれた学校の実現を目指すとともに、校庭の芝生化等、教育施設・教材等の整備・充実を図り、学習環境のさらなる整備・充実を進めます。

④誰もが安心してくらする思いやりのあるまち（福祉と健康）

<現況と課題の概要>

本市では、地域包括支援センターの充実等、介護保険事業の充実を進めてきましたが、高齢者数は過去20年間で倍増しており、高齢者の生きがいがづくり、今後も安心してくらする環境づくりが課題となっています。子育てについては、15歳未満の年少人口比率は他の自治体と比べても低下が進行しており、待機児童の増加や生活の多様化等に対する保育サービス等の子育て子育て支援の充実が必要となっています。

また、ノーマライゼーションの推進による高齢者・障害のある人も安心してくらするバリアフリーなまちづくりや、低所得者・ひとり親家庭福祉の充実、生活習慣病の予防や食育等による健康づくりの推進が求められています。

■ 高齢者福祉 ■

元気な高齢者が社会に積極的に参加できるよう、活躍の場の拡充や世代間交流の促進を図るとともに、高齢者の安心・生活支援のため、身近な場所での相談体制やかかわりの必要な高齢者への支援体制の充実、関係諸機関とのネットワークの整備を推進します。

また、高齢者ができる限り元気に暮らせるよう、高齢者自身の参加による「小金井さくら体操」等の健康づくりや地域で支える仕組みづくりを進めるとともに、支援や介護が必要となった高齢者には、状況に応じた適切なサービスを提供できるよう、社会全体で支える体制を整えとともに、介護保険事業の充実を図ります。

■ 子ども家庭福祉 ■

子どもの健やかな成長のために、子どもの権利が守られ、子どもがさまざまな体験と仲間づくりができるよう支援するとともに、保育サービス、相談体制・情報提供等の充実を図り、誰もが安心して、子育てができるよう、子育て家庭の支援を進めます。

また、地域の連携と見守り等により、子どもや子育て家庭の安全で安心な環境づくりを推進します。

■ 障害者福祉 ■

障害のある人が尊厳を持ち、安心して、希望を持って社会生活が営めるよう、ノーマライゼーションの推進を図るとともに、くらしの保障・支援、教育・保育や障害福祉サービス等の充実により、日常生活を支援します。

また、障害の早期発見と療育ができる体制整備や発達支援等の相談機能の充実を図ります。

■ 低所得者・ひとり親家庭福祉 ■

全ての市民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、生活困窮者を保護して適切な支援を行うとともに、就労等の自立の支援を進め、福祉の向上を図ります。

ひとり親家庭については、経済的自立と安定した生活を営めるよう、実情に応じた支援を充実します。

■ 健康・医療 ■

市民自らが健康の保持と増進を図れるよう、健康教育や食育、健康相談等を充実するとともに、健康診査や予防接種等により、疾病の早期発見と予防に努めます。

また、医療機関との連携と協力体制のもと、地域医療体制の充実やかかりつけ医の普及を進めるとともに、福祉との連携を図り、だれもが安心してらせるよう、医療保障制度の拡充に努めます。

6 計画の推進

この基本構想は、本市の将来像である「みどりが育つ・子どもが育つ・笑顔が育つ 小金井市」を実現して、小金井市のさらなる発展をめざすものです。将来像に向けて、4つの柱を推進するために、市民参加・市民協働、行政経営、計画的行政の推進、財政・財務の健全化を図ることが必要です。

<現況と課題の概要>

本市における選挙の投票率は都内・多摩平均と比較し高い傾向にあり、情報公開制度の利用や審議会等の公募委員への応募も増加しており、市ホームページには平成20年度で年間約290万件のアクセスがありました。このように小金井市は市民力が高く、潜在能力が高い市であり、今後の市政発展においては、市民との協働が大きなテーマとなり、職員の意識改革から市政運営の改革までが行政経営に求められています。

財政状況では、平成7・8年度に経常収支比率が全国ワースト1位になる等、危機的な状況にありましたが、行財政改革の推進等により一定の改善が図られました。しかし、経常収支比率等の財政指標はさらなる改善が必要であることに加え、さらに経済の先行きは不透明であり、少子高齢化に伴う税収減・行政需要の増加に伴う財政負担の増加に備える必要がある等、計画的行政を推進するとともに、財政・財務のさらなる健全化や効率化が必要です。

■ 市民参加・市民協働 ■

市民意向調査・広聴活動の充実等による市民ニーズの的確な把握を市政運営の起点とするとともに、広報活動の充実や情報公開の推進と個人情報の適正な運用により、わかりやすい情報発信と堅実な情報管理を進めていきます。

また、市民参加条例に基づき、より多くの市民の参加が得られるよう、多様な市民参加を推進し、(仮称)市民協働支援センターの活用等により市民協働を支える体制を整備し、市内団体・NPO・企業・大学等との協働を推進します。

■ 行政経営 ■

市民協働と効果的効率的な市政運営を進められる人材の育成・活用と行政組織の活性化を図るとともに、地域の力を活かした市政運営を目指して公民連携と行政評価の拡充等により、行政全体として最も効率的に効果を上げられる、自律した行政経営の確立を推進し、市民サービスの向上に努めます。

■ 計画的行政 ■

計画的施設整備の推進及び行政サービスの中核となる庁舎の建設を計画的に推進します。

この基本構想に基づいた総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、施策の具体化とその実現方法を明らかにする「基本計画」、その事業と財政の裏付けを明らかにする「実施計画」を策定

するとともに、分野毎・課題毎の計画を体系的・総合的に策定します。また、施策のマネジメントを確立して、行政経営のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）による、最も効率的に目標を達成できる体制を構築します。

■ 財政・財務 ■

不透明な経済状況にあっても持続可能な財政基盤を確立し、財政・財務のさらなる健全化・効率化を図るために、長期的展望に立った計画的かつ効果的、効率的な財政運営を推進し、都市基盤整備などさまざまな施策による税収構造の改善等、自主財源の拡充に努め、地方分権の推進と地方税財政制度の改善を国や東京都に働きかけていきます。

さらに、企業会計手法の活用や分かりやすい財政・財務情報の提供に努め、人件費等の経常経費の削減や受益者負担の明確化・適正化を図るとともに、財源の的確な配分と効果的、効率的な執行に努めます。